

郵便事業会社岡山支店期間雇用社員 萩原君への不当な雇止め解雇を撤回し 職場へ戻すための裁判にご支援を!!

約5年にわたり岡山中央郵便局（現郵便事業会社岡山支店）の期間雇用社員（非常勤）として郵便配達に従事してきた萩原君に今年2月27日突然の解雇予告がなされました。

理由は『過去4回交通事故を起こしており、いずれも重大事故ではないが運転の適性に欠けていると思われる』『民営化以降、国土交通省の監督下であり、重大事故を発生させれば営業停止等の厳しい処分を受ける』『営業停止になった場合、お客様に迷惑をかけると共に他の社員の生活にも大きな影響を与える』（雇止め証明書より抜粋）というものでした。

また『外務（郵便配達）には適していないが内務作業なら問題ないと考えているので、雇止め解雇後に内務の期間雇用社員に応募したらどうか』というものも付け加えてきました。

その後JP労組が解雇の撤回を申し入れましたが会社は聞き入れず3月31日で解雇となりました。

交通事故多発の真の原因究明と対策、改善は充分だったのか?!

この間、岡山支店では40件以上の交通事故が起きています。そこで交通事故の真の原因究明は、なされているのでしょうか？例えば「一時不停止」などは事故の表面的な原因です。しかし、そこに至った経過や背景、例えば「連続超勤による疲労の蓄積での注意力低下」や「業務量の増大」などの原因究明と対策を講じているとはとても思えません。

また、萩原君の軽微な交通事故に対しても十分な指導や訓練、業務量等の精査がなされてるとはとても思えません。事故後も能力給は下がることなく6ヶ月ごとの雇用の更新も問題なくおこなわれてきていました。

交通事故多発の原因を萩原君に押しつける不当な雇止め解雇!!

萩原君は午前8時から12時までの4時間の配達業務と、その後5時間30分の中断を置き、午後5時30分から午後9時30分までの4時間の夜勤配達業務というきわめて特殊な8時間勤務を繰り返していました。日勤、夜勤ともに超勤になることも少なくありませんでした。正規社員の場合、中断時間を5時間も置く勤務はありませんし、岡山支店の期間雇用社員でも萩原君ともう一名の人しかいませんでした。

郵便バイクは貨物自動車運送事業法の適用を受けない!

会社は『貨物自動車運送事業法の適用により営業停止になる』ことを萩原君の雇止め理由にしています。しかし、郵便バイクは貨物自動車運送事業法の適用を受けません！雇止め理由そのものがウソなのです。

正規社員ならクビになっていたのか!

使用者が労働者のクビを自由に切れる職場にしているのか!!（裏面へ）

今回の雇止め解雇は「交通事故」を理由にしています。更新を繰り返した非正規雇用労働者は正規雇用労働者と同等の解雇理由が必要ということですから、期間雇用社員も正規社員も同じ理由で、いつでも解雇されるということになります。

では郵便事故やミスではどうでしょうか？これも交通事故と同じような基準を当てはめてくる可能性も大きいです！！独自の解雇基準を許すわけにはいきません！！

非正社員が六割を超える会社

08年1月1日現在で、郵便事業会社の正社員は98,900人、かたや非正社員153,000人(61%)の雇用数が明らかになっています。郵便事業を担う6割以上の人が6ヶ月ごとの雇止めにおびえる不安定な立場に置かれています。

裁判に立ち上がる!!

萩原君は『雇止めにどうしても納得できない！以前から変則的な8時間の勤務を変更するように申し入れているし、雇止め予告があるまでは一切、交通事故が解雇につながる等の説明は受けなかった。郵便配達の仕事が好きだし、多くの期間雇用社員が同じ境遇に置かれていることを思えば泣き寝入りはしたくない』と裁判で闘うことを決意しました。

解雇は自由にはできない！！(社会保険労務士の見解)

解雇は自由だとか、理由があれば常に解雇の措置がとれると考える使用者も一部にはいます。

解雇は、労働者にとって生活の基盤を失うことになる反面、会社にとっても本来の企業活動以外の労力の損失や、他の労働者のモラルの低下を招くなどの影響も考えられます。

解雇を考える前に、できるだけ解雇によらない対応策を探るなど、慎重に対応することが必要です。解雇が有効とされるための要件は第一に「客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められること」です。

社会通念上の相当性とは、解雇することが厳しすぎないかどうか、使用者側の注意、指導、管理などとのバランスを欠いていないかどうかということを示しています。

5月中に提訴!

6月1日(日)『萩原君を支える会』結成!!

午後2時より「岡山国際交流センター」(岡山駅西口より徒歩5分)

現在、弁護士との打ち合わせを数回重ね、5月中に提訴する予定です。

萩原君個人の雇止め問題だけでなく、郵便事業に働く非正規労働者の労働実態や格差問題等も明らかにする闘いを目指しています。ぜひ、会員(年会費一口500円)、カンパ、傍聴等のご支援をお願いします。

問い合わせ先

萩原君を支える会準備会代表 小倉博司 (090-2867-0121)

もしくは東節雄 090-4104-0554 s-higasi@m6.dion.ne.jp まで